

償却資産の例(業種別)

業種	主な償却資産
各業種共通のもの	駐車場設備、テナントが取り付けした内装、看板(広告塔、案内板など)、机・いす、パソコン、コピー・ファクス機、キャビネット、ロッカー、エアコン など
小売業	陳列ケース、自動販売機、冷凍・冷蔵庫、レジスター など
飲食業	厨房設備、自動販売機、レジスター、カラオケ機器 など
理・美容業	理・美容器具、レジスター、サインポール など
医院・歯科医院	各種医療機器(ベッド、手術機器、X線装置、心電計、脳波測定器、CTスキャンなど)、各種キャビネット など
建設業	土木建設機械、ポータブル発電機、ポンプ など ※自動車税、軽自動車税の対象は除く
自動車整備業	プレス、スチームクリーナー、オイルチェンジャー、充電器、洗車機、コンプレッサー、溶接機 など
製造業	工場敷地内の舗装工事、外構工事、フェンス、製造用設備・機械 など
不動産(賃貸)業	舗装工事、フェンス、駐輪場設備、立体駐車場、車止め、白線工事 など
農業	田植機、脱穀機、バインダー、コンバイン、乾燥機、粉すり機 など ※自動車税、軽自動車税の対象は除く
漁業	漁船、漁具、船外機、魚群探知機 など

【eLTAX(エルタックス)を利用した電子申告をご利用ください】

エルタックスとは、地方税の手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムです。利用できる主な手続きは次の通りです。

税目	利用できる主な手続き
個人住民税	特別徴収義務者に係る給与支払報告書
法人市民税	法人市民税の申告書(中間・確定・修正申告など)
固定資産税(償却資産)	償却資産申告書・種類別明細書

※エルタックスは、地方公共団体で組織する「(社)地方税電子化協議会」が運営しています。

利用手続きについての問い合わせ

【エルタックス ホームページ】 <http://www.eltax.jp/>
 【エルタックス ヘルプデスク】 ☎0570・081459 (全国一律市内通話料金)
 上記の電話が使用できない場合 03・5500・7010(通常通話料金)
 受付 9:00~17:00(土・日曜日、祝日、年末年始は除く)

事業者の皆さまへ

償却資産(固定資産税)の申告



皆さんは「申告」といえば何を思い浮かべますか？
 所得税や消費税などの「確定申告」を思い浮かべる人が多いのではないのでしょうか。
 もちろん、これらの税についても申告は必要ですが、このほかにも申告しなければならないものがあります。それは「固定資産税の償却資産」です。
 固定資産税とは、毎年1月1日時点で、課税の対象になる土地、家屋、償却資産を所有している人が、その固定資産の所在する市町村などに納める税金です。

償却資産って何？

償却資産とは、土地・家屋以外の事業用の資産(ただし、電話加入権・漁業権・特許権その他の無形減価償却資産は除く)で、減価償却費が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、「損金」または「必要経費」に算入されるものをいいます。

償却資産を申告しなければならぬ人は？

償却資産の申告をしなければならぬ人は、それぞれの事業を行っている個人事業主および法人です。農業・漁業などの第一次産業、製造業・建設業などの第二次産業、卸業・小売業・サービス業などの第三次産業の業種を問わず、全ての事業者には申告義務があります。

償却資産の申告方法は？

毎年1月1日現在で、事業に利用している償却資産が申告の対象です。申告書は平成27年2月2日までに提出(郵送可能)してください。

申告書の様式は、原則として市から12月上旬に郵送したものを使用することになりますが、パソコン処理などによる独自様式を使用している場合は、その様式で申告しても差し支えありません。

なお、初めて申告する人は、市税務課資産税係に申告書の様式を請求してください。



▲償却資産申告書(償却資産課税台帳)

市税務課資産税係(福岡庁舎)
☎ 0940・43・8118

相続登記がお済みでない人へ

固定資産税は、毎年1月1日時点で、課税の対象となる固定資産(土地・家屋・償却資産)の所有者(不動産登記簿が納税義務者)になります。所有者が死亡されている場合、正式な相続などによる所有権移転登記が済むまでは、その固定資産を「現実に所有している人」が納税義務者になります。

「現実に所有している人」とは、死亡された人の相続人のことであり、各相続人は連帯して納税義務を負っていたり、相続人になりません。この場合、納税通知書(納付書)などを受領する代表者を一人定めていただく必要があります。12月末日までに相続登記をされない人は、平成27年2月2日までに「納税義務者及び相続人代表者届出書」を市税務課資産税係に提出してください。